

## 中野区の解体工事入札における 最低制限価格等の引き下げのお知らせ

公共工事における品質の向上を図る観点から、解体工事入札にかかる最低制限価格等の算定基準を改定します。

### 1. 目的

中野区では、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、工事入札にあたって設定する最低制限価格等を引き上げ、過度な低価格競争の防止を図ってきましたが、解体工事については、その工事の性格から他の工事とは区別して、現行の算定基準から引き下げることとします。

### 2. 内容

解体工事入札にかかる最低制限価格等の算定基準を以下のとおりとします。  
解体工事以外の工事については変更ありません。

#### (1) 最低制限価格制度における最低制限価格

平成30年度まで	平成31年度から
予定価格の7/10～9/10の範囲内で 下記(ア)～(工)の合計額(＋消費税) (ア) 直接工事費の95% (イ) 共通仮設費の90% (ウ) 現場管理費の90% (工) 一般管理費の55%	予定価格の 2/3～8/10 (算定式は非公表)

※ 記載のない項目については、その都度判断する。

(2) 低入札価格調査制度における調査基準価格

平成30年度まで	平成31年度から
予定価格の7/10～9/10の範囲内で 下記(ア)～(エ)の合計額(＋消費税) (ア) 直接工事費の95% (イ) 共通仮設費の90% (ウ) 現場管理費の90% (エ) 一般管理費の55%	予定価格の 2/3～8/10 (算定式は非公表)

※ 記載のない項目については、その都度判断する。

3. 改定日

平成31年度以降に公告・公示するすべての解体工事請負契約

4. 低入札価格調査制度の失格基準について

あわせて、解体工事入札にかかる低入札価格調査制度の失格基準を以下のとおり改定します。

解体工事以外の工事については変更ありません。

〔改定日：平成31年4月1日〕

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
平成30年度まで	90%	85%	85%	50%
平成31年度から	75%	70%	60%	30%

5. その他

- (1) 解体工事案件の応札にあたっては、十分ご注意ください。
- (1) 解体工事入札にかかる最低制限価格等の算定式については非公表の取扱いとしていますが、算定式適用後の具体的な価格についても、従前通り非公表の取扱いとします。

【問合せ先】  
中野区総務部用地経理課契約係  
03-3228-8903 (直通)